

高等学校就学支援金制度とは!?

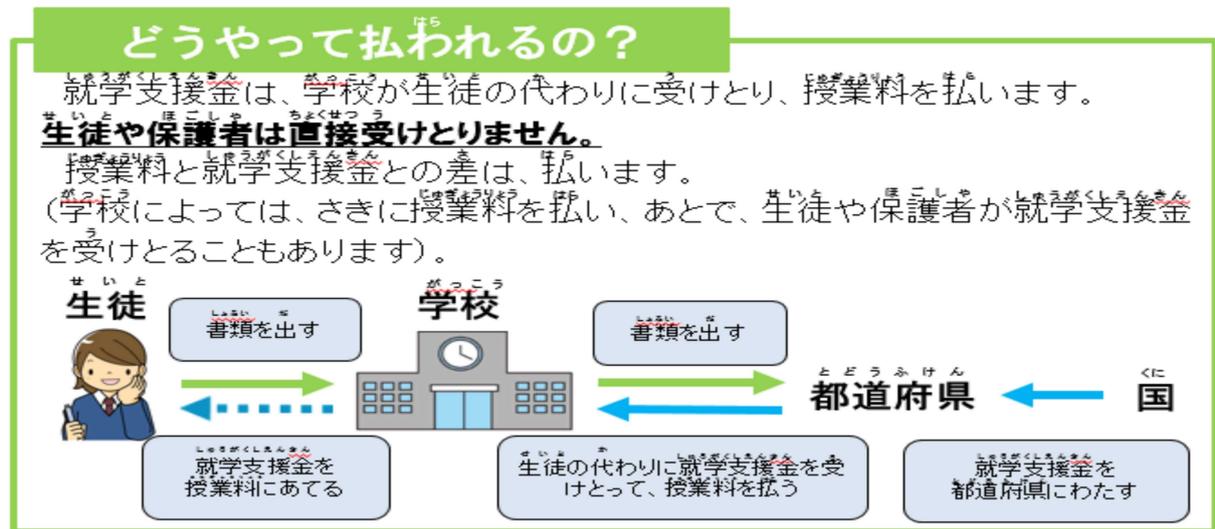
この制度は、納めるべき授業料に充てられる『高等学校等就学支援金』が支給され、相殺される事で授業料の実質無償化を行うものです。

対象となる方の判断基準が令和2年7月より変わりました、保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計額が304,200円未満の方が該当となりました。(ふるさと納税や住宅ローン控除などの税制控除が反映されなくなりました)

※返済不要の制度です

1. 支給方法は？

就学支援金は学校が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。



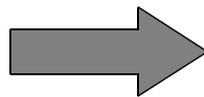
2. 受給資格を得るのに必要な手続きは？

高等学校就学支援金を受け取るための手続きは、1年生の4月に行いますが、申請を行わないと就学支援金は支給されませんので手続きを忘れないようにして下さい。

なお、マイナンバーで認定された方は、2回目以降の申請は省略されます。

☆4月の入学時(1年生のみ)

第I期就学支援金申請手続き



☆毎年6月～7月頃

①マイナンバーを提出していない方

②授業料対象者

は、申請の必要があります。

【申請書類】

①確認書

②高等学校等就学支援金(様式1)

受給資格認定申請書(第Ⅰ期・・・新入生、Ⅱ期・・・授業料対象者の方)

収入状況届出書 (第Ⅱ期・・・マイナンバーを提出していない方)

(①と②は中部農林高等学校 事務室より配付します。)

③保護者(親権者等)のマイナンバーがわかる書類

通知カードの写し(住所や姓が正しいもののみ有効)、マイナンバーが記載されている住民票など

④保護者(親権者)の課税証明書(課税標準額が分かる証明が必要です)

証明して欲しい年度の1月1日現在の住民票があった住所地の市町村役場で発行される証明書です※マイナンバーがわかる書類を提出することで、毎年提出する必要のある④課税証明書を省略することができます。

3. 課税証明書ってなに？

各年の1月1日～12月31日までの、1年間の所得に対する住民税額を証明するものです。

※受給資格の確認は、年収ではなく市民税及び県民税の所得割額の合計で行います。

※就学支援金が認定されると、授業料(月額9,900円(全日制) 約2,700円(定時制は単位数によって異なる))は無償となりますが、別途校納金、教科書代等は発生します。

※ご注意※

確定申告(会社員の方は年末調整)を必ず行ってください!行ってないと、課税情報を確認できず、就学支援金の認定をすることができません。授業料納入対象者となり、月額9,900円発生してしまいます。

本資料は、学校事務室にありますので不明な点などありましたらこちらまでお願いします

【お問い合わせ先】 〒904-2213 うるま市字田場1570番地

TEL098-973-3578 FAX098-973-3357

沖縄県立中部農林高等学校 事務室 就学支援金担当

R2.12.10 更新